

保護者のみなさまへ

就学援助制度のお知らせ

行田市教育委員会

行田市では、経済的理由により教育費の支払いにお困りの保護者に対し、学用品費や給食費等の代金の一部を援助する制度「就学援助」を実施しています。

下記①から⑦のいずれかの理由に当てはまり、就学援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただき、教育委員会へお申し込みください。

なお、就学援助制度は**毎年度申請が必要**となります。

1 補助の対象となる方 【前年度又は当該年度に申請理由①～⑥に当てはまる方】

申請理由	理由を証明する書類（コピー可）
①児童扶養手当を受給している（児童手当とは異なります）	児童扶養手当証書のコピー
②市民税が非課税である（世帯全体）	市民税・県民税非課税証明書 (所得割・均等割ともに非課税であるもの)
③個人の事業税が減免されている	減免通知書
④固定資産税が減免されている	減免通知書
⑤国民健康保険税（料）が減免または徴収猶予されている 国民年金保険料が減免されている	国民健康保険税（料）減免通知書 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
⑥生活保護が停止または廃止になった	原則として不要
⑦上記①～⑥の理由には当てはまらないが、 世帯の所得金額と生活に必要な金額の状況により、就学援助を受給することが認められる方 <就学援助が認定となる所得基準額（目安）表>	令和8年1月2日以降に行田市に転入した方、又は別居中の家族（単身赴任等）が市外に居住している場合は、働いている方全員分の令和7年中の所得を証明する書類（令和7年源泉徴収票の写し、令和7年分確定申告書第1表第2表の写し）を添付してください。 <所得金額とは> ◎給与所得の方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。 ◎事業所得の方は、確定申告書の「所得金額の合計」です。

◎判定は、同居者全員が生活するために必要な金額を考慮した上で行いますので、この表は大まかな“目安”としてご理解ください。

◇証明書類は、原則として保護者である父母2名分が必要です。（ひとり親家庭等の場合を除く）

◇住民票上の世帯において、祖父母や兄姉等と同一世帯となっている場合は、その方の証明書類も必要ですので御注意ください。

◇資産の保有状況、親族からの援助状況などによっては、援助の対象とならない場合があります。

◇生活保護を受給中の方は申請不要です。

裏面あります

2 提出書類および申請書等の配布について

【提出書類】

①就学援助費支給申請書（兄弟姉妹が別々の小・中学校に在学する場合は学校ごとに申請書を提出）

②口座振替依頼書（1世帯につき1部）

③通帳（表紙を開いた見開き部分）のコピー

④理由を証明する書類（コピー可）→ 表面「1 援助の対象となる方」を参照してください

※提出書類①、②の書類につきましては、行田市のホームページ、各学校、行田市教育委員会 教育総務課（産業文化会館管理棟3階）にて取得してください。

3 提出先

〒361-0052

行田市本丸2-20（産業文化会館管理棟3階）

行田市教育委員会 教育総務課 総務担当

4 支給等について

就学援助費は指定された口座に振り込みます。認定となった方には、援助を受けられる項目や、支給時期等について別途通知します。

【参考】令和7年度就学援助費支給限度額（年額）

項目	小学校	中学校
学用品費・通学用品費	第1学年 11,630円 その他の学年 13,900円	第1学年 22,730円 その他の学年 25,000円
新入学児童・生徒学用品費 (次年度第1学年のみ)	57,060円	63,000円
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	1,600円	2,310円
校外活動費(林間学校)	15,000円	30,000円
修学旅行費	22,690円	60,910円
学校給食費	実費分	実費分

【問い合わせ】

行田市教育委員会 教育総務課 総務担当電話 048-556-8311